

貨物利用運送事業についてのQ&A

目次

◆ 全般

<制度>

- Q1. 貨物利用運送事業とは、どのような事業か。
- Q2. 第一種貨物利用運送事業と第二種貨物利用運送事業の違いは何か。
- Q3. 貨物利用運送事業と平成 15 年に規制が廃止された貨物取次事業は何が異なるのか。
- Q4. いわゆる“利用の利用”も貨物利用運送事業の登録又は許可が必要か。
- Q5. 貨物利用運送事業法の「附帯業務」とは、具体的にどのような業務なのか。
- Q6. 外国人事業者の定義は何か。
- Q7. 外国人事業者における相互主義とはどのような考え方に基づくものなのか。
- Q8. 集荷地から仕向港まで、仕立港から配達地まで利用運送を行う場合は、一貫輸送となっていない(片方の集配がない)が、この場合は、第二種貨物利用運送事業に該当するのか。
- Q9. 集貨又は配達を軽自動車で行う場合には、第二種貨物利用運送事業の許認可が必要か。
- Q10. 自社では登録又は許可されていない運送機関であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該運送機関を利用した貨物利用運送事業を行うことは可能か。また、自社で登録又は許可されていない利用運送の区域であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該区域において貨物利用運送事業を行うことは可能か。
- Q11. 運輸に関する協定を締結していれば、自社で登録又は許可を取得していない運送事業者(運送区間)を利用することは可能なのか。
- Q12. 国際航空・外航貨物利用運送事業は、輸出入貨物の運送双方が貨物利用運送事業法の対象となるのか。
- Q13. 貨物利用運送事業の登録・許認可を受ける際に課される登録免許税額はいくらか。

<申請>

- Q14. 申請に係る相談窓口を教えてください。
- Q15. 申請書類の記載方法について、どこを参照すればよいか。

- Q16. 二つ以上の貨物利用運送機関にかかる許可又は登録を同時に申請したいが、申請書は、貨物利用運送機関ごとに分ける必要があるのか。
- Q17. 事業概況報告書・事業実績報告書の提出期限・部数について教えてほしい。
- Q18. 申請にあたり、会社の財務状況について留意すべき点はあるか。
- Q19. 新規又は変更申請時に委託先事業者等との契約の締結が間に合わないが契約を締結していなければ申請はできないのか。
- Q20. 申請時に必要な営業所、保管施設等の使用権原を有することを証する書類は、宣誓書でもよいか。
- Q21. 集貨した貨物の積み替えだけを行う施設、または一時蔵置するだけの施設でも、保管施設として申請しなければならないのか。
- Q22. 自社が貨物利用運送事業の登録、許可を取得していれば、自社の100%出資子会社は、貨物利用運送事業に係る登録、許可がなくとも事業を実施することは可能か。
- Q23. 物流子会社が親会社の商品輸送のほか、親会社の系列企業の輸送元請をする場合は貨物利用運送事業の資格が必要か。
- Q24. 集配業務の委託先である実運送事業者が、さらに他の実運送事業者に委託する場合、その再委託先の実運送事業者の名称等まで集配事業計画に記載しなければならないのか。
- Q25. 集配業務について他者を利用する場合、当該集配指示を行う自社の営業所は、集配事業計画における営業所とするべきか。
- Q26. 集配事業計画の中で記載すべき「車両数」とは、営業所に配置されている一般貨物自動車運送事業に供する車両すべてなのか、それとも貨物利用運送事業の集配業務に使用される車両に限定されるのか。

<標準処理期間>

- Q27. 審査にかかる通常の処理期間について教えてほしい。
(申請が受理された以降、申請の内容に変更があった場合の標準処理期間は、どのように考えるべきなのか)

<変更手続き>

- Q28. 登録又は許認可を取得した内容に変更が生じたが、どのような手続きをすればよいのか。
- Q29. 鉄道の貨物利用運送事業者が、航空の貨物利用運送事業の資格を受けるためには、新たな許可申請が必要か、それとも事業計画の変更で良いのか。
- Q30. 集配業務の委託先であるトラック運送事業者の車両数を変更した場合は、届出を行う必要があるか。

Q31. 貨物利用運送事業を休止もしくは廃止する場合は、どのような手続きが必要か。また、休止予定期間について、期間の制限等はあるか。

◆ 航空

- Q32. 航空貨物運送における一般混載事業と宅配便事業の違いは何か。
- Q33. 航空貨物代理店になるには、どのような申請手続きを行えばよいのか。
- Q34. 外国人等は、なぜ、国内航空の貨物利用運送事業に係る登録又は許可を取得できないのか。
- Q35. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の記載について、実態上、同一航空会社により国内発海外行きの貨物を途中、国内空港でトランジットした場合、仕立地は発空港と整理するのか、トランジットした空港とするのか。
- Q36. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の「仕立地」の記載について、貨物を集荷した地域を仕立地とするのか、または、当該貨物を搭載した航空機が離陸する空港がある地域を仕立地とするのか。
- Q37. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の「仕向地」の記載について、TC-1、2、3と包括記載した場合、以後、仕向地の追加をする際には一切の手続きが不要となるのか。
- Q38. 集荷した航空貨物を、航空会社に引き渡した後に航空会社の手配により陸上輸送する場合、その陸上輸送に係る部分についても事業計画・集配事業計画に記載しなければならないのか。

◆ 外航

- Q39. 「利用する運送事業者」との契約書として、船荷証券(B/L)の写しでもよいか。
- Q40. 船から積卸した貨物を同一港湾地区内の倉庫にトラックで運送する場合も第二種貨物利用運送事業の許可が必要なのか。
- Q41. 事業計画における貨物利用運送の区域及び区間の「仕立地」の記載について、「主要港を記載した包括的記載も可」とあるが、主要港とは何か。

◆ 鉄道

- Q42. 貨物を鉄道コンテナに積載し陸送する場合、トラックについてはどのような仕様でないといけないのか。

◆ 内航

- Q43. トラック事業者である当社では、海上輸送へのモーダルシフトを検討中だが、ロールオン・ロールオフ船(RORO船)やフェリーを利用する場合は、利用運送の許可手続きが必要か。

Q44. いわゆる「無人車航送」の取扱いはどうなるか。

◆ 自動車

Q45. トラック事業者が他のトラック事業者を利用する場合、貨物利用運送事業の登録が必要か。

Q46. 第二種貨物利用運送事業の許可があれば、貨物自動車運送事業法の許可がなくとも自ら集配することは可能か。

Q47. 貨物自動車運送事業と貨物利用運送事業を兼業しているトラック事業者は、貨物自動車運送事業に係る事業報告書を提出すれば、貨物利用運送事業に係る事業報告書を提出しなくても済むのか。

◆全般

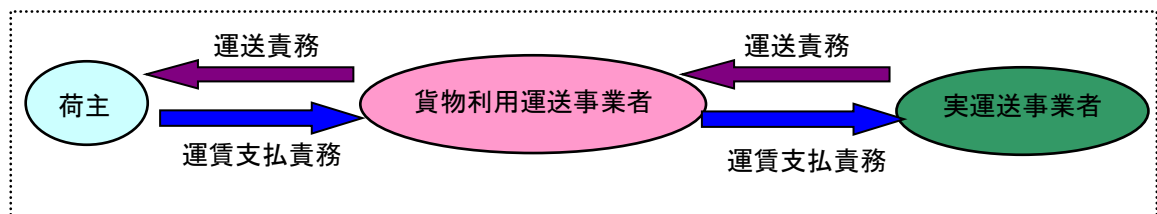
<制度>

Q1. 貨物利用運送事業とは、どのような事業か。

A1. 「貨物利用運送事業」とは、他人(荷主)の需要に応じ、運送責任を負って有償で、実運送事業者を利用して貨物を運送する事業をいいます。したがって、自社貨物を実運送事業者に運送させるといった自らの需要に応じる行為や、無償で貨物利用運送を行う行為は、貨物利用運送事業とはなりません。

貨物利用運送事業は、その形態により第一種と第二種に分類されます。(Q2参照)

(利用運送の概念)



なお、「実運送事業者」とは、貨物利用運送事業法第2条第2項から第5項までに定められている次に掲げる事業者をいいます。

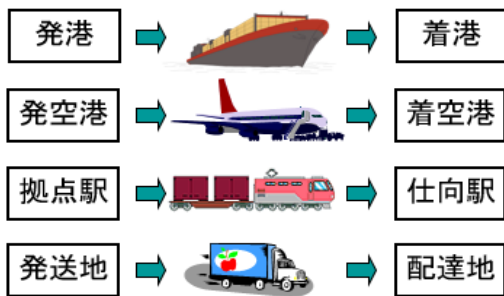
- ・ 船舶運航事業者(海上運送法の船舶運航事業を経営する者)
- ・ 航空運送事業者(航空法の航空運送事業を経営する者)
- ・ 鉄道運送事業者(鉄道事業法第2条第2項の第一種鉄道事業もしくは同条第3項の第二種鉄道事業を経営する者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者)
- ・ 貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者)

したがって、軽自動車、ロープウェイ(索道)、港湾運送を行う事業を経営する者は、「実運送事業者」には当たらないため、これらの運送機関を利用して運送する事業は、貨物利用運送事業には該当しません。

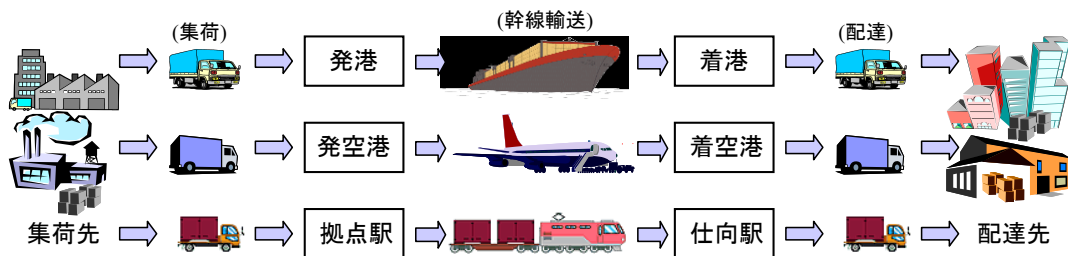
Q2. 第一種貨物利用運送事業と第二種貨物利用運送事業の違いは何か。

A2. 第一種貨物利用運送事業は船舶、航空、鉄道、トラックのいずれか一つの輸送モードを利用して運送サービスを行う事業です。一方、第二種貨物利用運送事業は、幹線輸送(船舶、航空、鉄道)に係る利用運送と、当該利用運送に先行し及び後続するトラックでの貨物の集荷及び配達(トラック事業者の行う運送にかかる利用運送を含む。)を一貫して行う事業です。

<第一種貨物利用運送事業>



<第二種貨物利用運送事業>

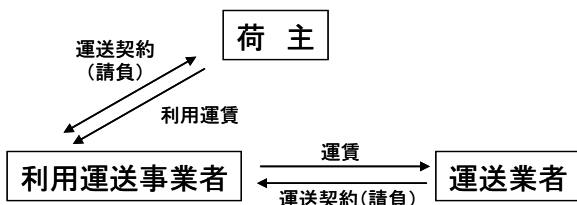


Q3. 貨物利用運送事業と平成 15 年に規制が廃止された貨物取次事業は何が異なるのか。

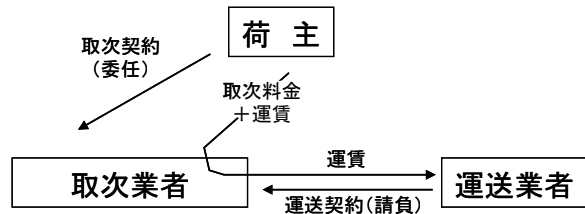
A3. 貨物利用運送事業は荷主と運送契約を締結し、荷主に対し運送責任を負う事業ですが、貨物取次事業は、荷主に対して運送責任を負うものではなく、他人(荷主)の需要に応じ、有償で、自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ等を行う事業です。

(主な形態)

●利用運送事業



●貨物取次事業



Q4. いわゆる“利用の利用”も貨物利用運送事業の登録又は許可が必要か。

A4. “利用の利用”とは、貨物利用運送事業者が貨物利用運送事業者を使って運送事業を行うことですが、これも“貨物利用運送事業”に該当するため、登録または許可が必要です。

Q5. 貨物利用運送事業法の「附帯業務」とは、具体的にどのような業務なのか。

A5. 貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管、仕分け、代金の取立て及び立替え等をいいます。

なお、航空利用運送事業を行う場合で、「特定航空貨物利用運送事業者等の認定等に関する指針」に基づき「特定航空貨物利用運送事業者等」に認定された事業者が、航空機に搭載する航空貨物について、X線検査装置等による爆発物検査を行うこと(RA 検査)も「附帯業務」となります。

Q6. 外国人事業者の定義は何か。

A6. 外国人事業者とは、以下に掲げる事項に該当する者をいいます。

- 1) 日本国籍を有しない者
- 2) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- 4) 法人であって、1)～3)までに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

Q7. 外国人事業者における相互主義とはどのような考え方に基づくものなのか。

A7. 「相互主義」とは、我が国企業と外国企業とが国際貨物利用運送事業(国際航空及び外航海運を利用した運送事業)の分野において公正な事業活動を行いうるよう確保するという考え方のことです。

諸外国における国際貨物運送に係る貨物利用運送事業に対する規制の態様は様々となっており、国家貿易国等のように他国企業の参入をほとんど認めていない国の企業については、当該国の規制を背景として当該国内で優位な事業活動をしていること等から、我が国において自由な事業活動を認めることは、市場の独占、運賃の著しい攪乱等により国際貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われなくなる恐れがあります。他方、貨物利用運送事業に対し全く規制を行っていない国の企業に対し、仮に我が国が強い参入規制を実施することも、国際貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動を妨げるものになります。

従って、我が国企業と外国企業とが国際貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動を行いうるよう確保するため、一律の規制を行うのではなく、外国が我が国企業に対して行っている取扱いに着目し、それぞれの企業が事業活動を行う条件の均等化を図ることとしています。

Q8. 集荷地から仕向港まで、又は仕立港から配達地まで利用運送を行う場合は、一貫輸送となっていない(片方の集配がない)が、この場合は、第二種貨物利用運送事業に該当するのか。

A8. 第一種貨物利用運送事業に該当します。

第二種貨物利用運送事業は、幹線輸送(船舶、航空、鉄道)に係る利用運送と、当該利用運送に先行し及び後続する貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送(集配)とを一貫して行う事業です(貨物利用運送事業法第2条第8項)。

従って、例えば外航海運において国内の集荷地から国外の仕向港、又は国内の仕立港から国外の配達地といった、片方の集配がない輸送は、第二種貨物利用運送事業には該当しません。

この場合、国内の集荷地から国内の仕立港までの第一種貨物自動車利用運送事業の登録及び国内の仕立港から国外の仕向港までの第一種外航利用運送事業の登録が必要になります。(なお、国外での配達については第一種貨物自動車利用運送事業の登録は必要ありません。)

Q9. 集貨又は配達を軽自動車で行う場合には、第二種貨物利用運送事業の許認可が必要か。

A9. 貨物利用運送事業法において、集貨又は配達のための自動車は、道路運送車両法第2条第2項の自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)であることが規定されていることから、軽自動車による集貨又は配達は、貨物利用運送事業法上の規制を受けません。なお、この場合であっても、幹線部分を利用運送する場合には、当該幹線部分に係る第一種貨物利用運送事業の登録が必要となります。

Q10. 自社では登録又は許可されていない運送機関であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該運送機関を利用した貨物利用運送事業を行うことは可能か。また、自社で登録又は許可されていない利用運送の区域であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該区域において貨物利用運送事業を行うことは可能か。

A10. 自社が登録又は許可された運送機関及び利用運送の区域における範囲内では、貨物利用運送事業は行えません。

すなわち、例えば、自社が航空に係る貨物利用運送事業の許可等がない場合には、委託先が航空に係る貨物利用運送事業の許可等を取得していても航空を使った貨物利用運送を行うことはできません。

また、当該運送に係る「利用運送の区域又は区間」、「貨物の集配の拠点」等、自社と委託先事業者が許認可を取得している同じ区間でなければ、当該区間における貨物利用運送を行うことは出来ません。

Q11. 運輸に関する協定を締結していれば、自社で登録又は許可を取得していない運送事業者（運送区間）を利用することは可能なのか。

A11. 運輸に関する協定を締結していたとしても、利用する運送事業者等自社が取得している登録、許可に係る業務の範囲を超える場合には、変更認可等を受ける必要があります。

なお、運輸に関する協定の具体例としては、以下のものがあります（施行規則第14条）。

1) 設備の共用

集配、積卸し、保管等のための設備（施設を含む）を他の事業者と共同で使用する協定

2) 連絡運輸

他の事業者と同種又は異種の運送機関により連続した運送を行う場合に、その運送に関し行う協定

3) 共同積荷その他の共同経営

利用運送事業者が共同で積み荷をして大口貨物化することにより、その得られる混載差益を共同配分することとする協定

Q12. 国際航空・外航貨物利用運送事業は、輸出入貨物の運送双方が貨物利用運送事業法の対象となるのか。

A12. 貨物利用運送事業法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業が対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法による規制の対象とはなりません。

なお、輸入後（本邦の港で陸揚げした後）の運送に係る貨物利用運送については、本法の対象になります。

Q13. 貨物利用運送事業の登録・許認可を受ける際に課される登録免許税額はいくらか。

A13. 登録免許税とは、登録免許税法に基づき、登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明について課せられる国税です。

貨物利用運送事業においては、下表に示す事項について、登録免許税の課税対象になります。

項目		貨物利用運送事業法	金額 (登録免許税法)
第一種 貨物利用運送事業	登録	第3条第1項	1件につき9万円
	変更登録 (法第4条第1項第4号の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの(財務省令で定めるものに限る。)又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。)※1	第7条第1項	1件につき1.5万円
第二種 貨物利用運送事業	許可	第20条	1件につき12万円
	事業計画及び集配事業計画の変更認可 (財務省令で定めるものに限る。)※2	第25条第1項	1件につき2万円
外国人等による国際 貨物運送に係る第一 種貨物利用運送事業	登録	第35条第1項	1件につき9万円
	変更登録 (法第4条第1項第4号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。)	第39条第1項	1件につき1.5万円
外国人等による国際 貨物運送に係る第二 種貨物利用運送事業	許可	第45条第1項	1件につき12万円
	事業計画の変更認可(財務省令で定めるものに限る。)※3	第46条第2項	1件につき2万円

※1:①貨物自動車利用運送事業者について、同法第4条第1項第4号(登録の申請)の利用運送の区間の増加に係るもの(本邦と外国との間において行う貨物の運送の区間の増加に係るものに限る。)

② ①以外の第一種貨物利用運送事業者について、同法第4条第1項第4号の利用運送に係る運送機関の種類又は利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの

※2:貨物利用運送事業法第25条第1項(事業計画及び集配事業計画)の事業計画の変更認可で、法第21条第1項第2号(許可の申請)の利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの(本邦と外国との間において貨物の運送を行う場合において当該外国が増加するときにおけるものに限る。)又は同号の業務の範囲の増加に係るもの

※3: 貨物利用運送事業法第46条第2項(事業計画)の事業計画の変更認可で、貨物利用運送事業法施行規則第39条第1項第5号イ(1)(事業の許可の申請)の利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの(本邦と外国との間において貨物の運送を行う場合において当該外国が増加するときにおけるものに限る。)又は同号イ(4)の業務の範囲の増加に係るもの

<申請>

Q14. 申請に係る相談窓口を教えてください。

A14. 国土交通本省又は各地方運輸局等にお問い合わせください。連絡先につきましては、<http://www.mlit.go.jp/common/001215004.pdf> をご参照下さい。

Q15. 申請書類の記載方法について、どこを参照すればよいか。

A15. http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000002.html に各輸送モードの申請様式、記載要領等がありますのでご参照下さい。記載方法について不明な点があれば国土交通本省又は各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

Q16. 二つ以上の貨物利用運送機関にかかる許可又は登録を同時に申請したいが、申請書は、貨物利用運送機関ごとに分ける必要があるのか。

A16. まとめて申請いただけますが、運送機関の種類ごとに貨物利用運送事業に係る事業遂行能力等の審査を行う必要があるため、申請書(事業計画及び集配事業計画)は利用する運送機関ごとに作成していただく必要があります。

Q17. 事業概況報告書・事業実績報告書の提出期限・部数について

A17. 貨物利用運送事業の登録又は許可を受けた事業者は、毎年一回、事業概況報告書と事業実績報告書を提出することが義務づけられています(法第55条第1項)。

事業概況報告書は、営業概況報告書及び貸借対照表等財務計算に関する諸表で構成されており、毎事業年度の経過後100日以内に提出することが義務づけられています。事業実績報告書は、一年間(4月～3月)の貨物の取扱実績に関する報告書で、毎年7月10日までに提出することが義務づけられています。

<提出先一覧>

本省 ■ 地方運輸局 ○

		外航又は航空のみ (邦人)	外航又は航空のみ (外国人等)	外航又は航空及び 第一種内航又は第 一種自動車のみ (外国人等)	第一種内航又は 第一種自動車のみ	左記以外*
提出先	事業概況報告書	■		○	○	○ (2部)
	事業実績報告書	■	■	■	○	○ (2部)

※「左記以外」については、地方運輸局に2部ご提出いただきますと、地方運輸局から本省に1部提出されます。

事業概況報告書・事業実績報告書の様式等については、

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000007.html から
入手することができます。

Q18. 申請にあたり、法人の財務状況について留意すべき点はあるか。

A18. 貨物利用運送事業法においては、利用者である荷主の保護の観点から、事業開始に当たっては、最低限必要な財産的基礎を有することが求められており、事業を遂行するために必要と認められる財産的基礎として、基礎資産額*が300万円以上であることが規定されています(施行規則第7条)。

なお、直近の決算以後、次期決算途上において増資を行う等、基準資産額に明確な増加があったことが明確であるときは、直近年度の純資産額に当該増資額を加算した額を基準資産額とします(施行規則第8条第3項)。

※ 基礎資産額: 貸借対照表又は財産に関する調書(以下「基礎資産表」という)に計上された資産(創業費その他の繰延資産及び営業権を除く)の総額から当該基礎資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額。

Q19. 新規又は変更申請時に委託先事業者等との契約の締結が間に合わないが契約を締結していなければ申請はできないのか。

A19. 申請時まで委託先事業者との契約の締結が間に合わなくても申請を行うことは可能です。その場合は、申請時に契約書案をご提出いただき、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出して下さい。

なお、申請時の添付書類については、

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000002.html にある「4. 申請書類のチェックリスト」をご参照下さい。

Q20. 申請時に必要な営業所、保管施設等の使用権原を有することを証する書類は、宣誓書でもよいか。

A20. 上記の使用権原を有することを証する書類としては、宣誓書の提出に代えることが可能です。

Q21. 集荷した貨物の積み替えだけを行う施設、または一時蔵置するだけの施設でも、保管施設として申請しなければならないのか。

A21. 保管施設とは、倉庫・荷扱いの役割をもつ施設になるため、貨物をコンテナに積み込む又は貨物をコンテナから積み降ろす、いわゆる荷扱いを行う施設を指します。

そして、幹線輸送の前後の基幹となる保管施設(以下「基幹保管施設」という。)を審査の対象とし、基幹保管施設以外の保管施設については、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設である等、当該貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する宣誓書の提出に代えることが可能です。

なお、基幹保管施設とは、以下のいずれかの業務を行う保管施設をいいます。

- ① 仕向地別仕分け
- ② コンテナへの積込み・積卸し
- ③ 通関

Q22. 自社が貨物利用運送事業の登録、許可を取得していれば、自社の100%出資子会社は、貨物利用運送事業に係る登録、許可がなくとも事業を実施することは可能か。

A22. 自社の100%出資子会社であっても、当該子会社が貨物利用運送事業を行うためには、子会社自らが登録又は許可を取得し貨物利用運送事業者となる必要があります。

Q23. 物流子会社が親会社の商品輸送のほか、親会社の系列企業の輸送元請をする場合は貨物利用運送事業の資格が必要か。

A23. 系列か非系列かに関わらず、他人と運送契約を結び、下請としてトラック事業者や航空運送事業者等を利用する場合は、登録又は許可を受け貨物利用運送事業者となる必要があります。

Q24. 集配業務の委託先である実運送事業者が、さらに他の実運送事業者に委託する場合、その再委託先の実運送事業者の名称等まで集配事業計画に記載しなければならないのか。

A24. 集配業務の委託先である実運送事業者が、さらに他の実運送事業者に委託する場合にあっては、その再委託先の実運送事業者の名称等について集配事業計画に記載する必要はありません。

Q25. 集配業務について他者を利用する場合、当該集配指示を行う自社の営業所は、集配事業計画における営業所とするべきか。

A25. 上記の営業所は、集配業務を行う営業所と見なされますので、集配事業計画における営業所として記載して下さい。

Q26. 集配事業計画の中で記載すべき「車両数」とは、営業所に配置されている一般貨物自動車運送事業に供する車両すべてなのか、それとも貨物利用運送事業の集配業務に使用される車両に限定されるのか。

A26. 貨物利用運送事業の集配業務に使用される車両を集配事業計画に記載していただければ結構です。

<標準処理期間>

Q27. 審査にかかる通常の処理期間について教えてほしい

(申請が受理された以降、申請の内容に変更があった場合の標準処理期間は、どのように考えるべきなのか)

A27. 貨物利用運送事業法の審査等に係る処理期間の目安(標準処理期間)は、下表のとおりです。なお、標準処理期間とは、申請が受理されてから当該申請に対する審査を完了するまでに通常要する標準的な処理期間のことです。

事項	標準処理期間
第一種貨物利用運送事業	
1 登録	2～3ヶ月
2 変更登録	2～3ヶ月
3 利用運送約款の設定の認可	1ヶ月
4 利用運送約款の変更の認可	1ヶ月
第二種貨物利用運送事業	
5 許可	3～4ヶ月
6 事業計画及び集配事業計画の変更の認可 (利用運送機関の種類の変更に係るもの)	2～3ヶ月 (3～4ヶ月)
7 利用運送約款の設定の認可	1ヶ月
8 利用運送約款の変更の認可	1ヶ月
9 譲渡し及び譲り受けの認可	2～3ヶ月
10 合併及び分割の許可	2～3ヶ月
11 相続の許可	2～3ヶ月

地方運輸局を經由して申請される事案又は集配拠点のある地方運輸局へ照会する必要のある事案に係る標準処理期間は、上記標準処理期間に1ヶ月追加したものとなります。

なお、申請内容の修正に係る時間は標準処理期間内に含まないこととなります。

<変更手続き>

Q28. 登録又は許認可を取得した内容に変更が生じたが、どのような手続きをすればよいのか。

A28. 登録又は許認可時の申請書類の記載内容等に変更が生じた場合は変更の内容に応じて、変更登録、変更認可又は変更届出等が必要となります。

変更手続きが必要な項目等、詳しい内容については、「貨物利用運送事業について」のページにある「貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシート」及び「貨物利用運送事業を始めるには」のページにある「3. 利用運送機関別申請書類の記載要領【変更】」をご参照下さい。

Q29. 鉄道の貨物利用運送事業者が、航空の貨物利用運送事業の資格を受けるためには、新たな許可申請が必要か、それとも事業計画の変更で良いのか。

A29. 貨物利用運送事業の同一種別(第一種又は第二種)の中では、事業計画の変更登録又は変更認可を取得すれば良く、新たな登録又は許可申請は必要ありません。

Q30. 集配業務の委託先であるトラック運送事業者の車両数が増えた場合は、届出を行う必要があるか。

A30. 委託先のトラック運送事業者の車両数のうち、貨物利用運送事業の集配業務に使用される車両数が増えた場合は、集配事業計画の軽微な変更にあたるため、「集配事業計画事後届出書」を遅滞なく届け出を行う必要があります。

Q31. 貨物利用運送事業を休止もしくは廃止する場合は、どのような手続きが必要か。また、休止予定期間について、期間の制限等はあるか。

A31. 貨物利用運送事業を休止もしくは廃止する場合は、事業を休止もしくは廃止した日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届出をする必要があります(休止の届出は、第二種貨物利用運送事業に限る)。

なお、ここでいう事業の休止及び廃止とは、「貨物利用運送事業全体の休止又は廃止」をいうため、事業の一部の休廃止(例えば、鉄道と航空に係る貨物利用運送事業を営む者が、鉄道に係る貨物利用運送事業を休廃止する場合は、事業計画の変更にあたり、これには該当しません*。

また、休止する場合の休止期間について、特段の制限はありませんが、事業の休止とは、当該事業者の意思に基づき、当該事業の経営を一時停止し、ある期間休業することであるため、一時休業後、将来再開することを予定する場合は休止、再開を予定しない場合は廃止手続きを取る必要があります。

※事業の一部の休廃止(例えば、鉄道と航空に係る貨物利用運送事業を営む者が、鉄道に係る貨物利用運送事業を休廃止する場合は、事業計画の変更の認可が必要になりますので、事業計画の変更認可申請を行って下さい。(法第25条、施行規則第20条)。

◆ 航空

Q32. 航空貨物運送における一般混載事業と宅配便事業の違いは何か。

A32. 一般混載事業は、主に企業の複数の貨物を取り扱う事業のことで、荷主の複数の貨物を一つの運送状で対応することが一般的です。運賃・料金については、複数貨物の最終配達場所が異なることも鑑み、航空運送部分に係る運賃、集荷、配達に係る料金にそれぞれ区分されており、料金については地域制となっています。

一方、宅配便事業は、主に一般消費者の貨物を取り扱う事業で、一般消費者の一つの貨物を一つの運送状で対応することが一般的です。対象を一般消費者の貨物としていることから、分かりやすい商品とすることを求めています。具体的には、運賃・料金については、ドア・ツー・ドアの通し運賃、地帯制の料金体系となっており、商品に特別な名称を付与することを求めています。

Q33. 航空貨物代理店になるには、どのような申請手続きを行えばよいのか。

A33. 航空貨物代理店になるには、航空法第133条に基づき、次に掲げる事項を記載した航空運送代理店業経営届出書(定型様式はありません。)に代理店契約書を添えて国土交通大臣に提出することが必要です。

- 一、氏名及び住所
- 二、届出をする者が法人であるときは代表者及び役員の氏名
- 三、当該代理店契約の相手方の氏名及び住所
- 四、事務所又は営業所の名称及び所在地
- 五、当該代理店契約の概要
- 六、届出をする者が現に経営している事業があるときはその概要
- 七、営業開始の予定期日

Q34. 外国人等は、なぜ、国内航空の貨物利用運送事業に係る登録又は許可を取得できないのか。

A34. 国内航空に係る貨物利用運送事業を外国人、外国法人等が行えない(貨物利用運送事業法第6条第5項)理由は、実運送事業である国内航空運送事業について、外国人、外国法人等が航空運送事業を行えないこととしていることを踏まえたものです。

すなわち、航空運送については、シカゴ条約により領空主権が確立しており、また領空主権の考え方をもとにカボタージュ(国内貨客輸送)の自国籍航空機への留保が行えることとされています。我が国の航空法も領空主権の考え方を徹底し、外国人及び外国法人等

を欠格事由対象者とし、国内航空運送事業を行えないよう規定しています。

国内航空の貨物利用運送事業を外国人、外国法人等も行えることとすると、実質的に、国内航空貨物運送を外国人、外国法人等が行うこととなり、実運送において自国籍航空機への留保を行おうとする意味が失われることになるため、従来航空法において外国人、外国法人等に対し国内航空運送事業を禁止していることにならない、本法でも同様の措置を講ずることとしています。

Q35. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の記載について、実態上、同一航空会社により国内発海外行きの貨物を途中、国内空港でトランジットした場合、仕立地は発空港と整理するのか、トランジットした空港とするのか。

A35. 航空会社が貨物利用運送事業者に対し発行した航空運送状に記載した区間を貨物利用運送事業における事業計画の区間として記載して頂くこととなります。

従って、本ケースは、トランジットをしたか否かにかかわらず、仕立地は発空港となります。

Q36. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の「仕立地」の記載について、貨物を集荷した地域を仕立地とするのか、または、当該貨物を搭載した航空機が離陸する空港がある地域を仕立地とするのか。

A36. 集荷した地域ではなく、航空会社が貨物利用運送事業者に対し発行した航空運送状に記載した区間を貨物利用運送事業における事業計画の区間として記載して頂くこととなります。

従って、本ケースの仕立地は、発空港となります。

Q37. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の「仕向地」の記載について、TC-1、2、3と包括記載した場合、以後、仕向地の追加をする際には一切の手続きが不要となるのか。

A37. 事業計画の「利用運送の区域又は区間」の「仕向地」の記載について、TC-1、2、3と包括記載した場合、以後は、仕向地の追加に係る変更認可の手続きは不要となりますが、仕向地の追加により受取事業者等が新たに増える場合等については、事業計画の変更届出が必要となります。

また、仕向地が大幅にゾーン単位で減少する場合には、変更認可の手続きが必要となります。

Q38. 集荷した航空貨物を、航空会社に引き渡した後に航空会社の手配により陸上輸送する場合、その陸上輸送に係る部分についても事業計画・集配事業計画に記載しなければならないのか。

A38. 航空会社に貨物を引き渡した以降、航空会社が自ら、もしくは運送を委託して必要な陸上輸送を実施することについては、事業計画、集配事業計画に記載する必要はありません。

◆ 外航

Q39. 「利用する運送事業者」との契約書として、船荷証券(B/L)の写しでもよいか。

A39. 貨物利用運送事業が確実、かつ適切に遂行できることを確認するために利用する運送事業者との契約書等の提出を求めており、契約書に代わって船荷証券(B/L)での審査をすることはいたしません。

なお、「利用する運送事業者」との契約書としては、原則として貨物利用運送契約書の写しを添付いただくこととしておりますが、外航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の収受に関する書類等に代えることができます。

Q40. 船から積卸した貨物を同一港湾地区内の倉庫にトラックで運送する場合も第二種貨物利用運送事業の許可が必要なのか。

A40. 貨物の同一港湾地区内での運送を港湾運送事業として行う場合にあっては、これらの運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可は不要です。

Q41. 事業計画における貨物利用運送の区域及び区間の「仕立地」の記載について、「主要港を記載した包括的記載も可」とあるが、主要港とは何か。

A41. 各社において恒常的(定期的)に使用している港をいいます。

なお、主要港の他に、恒常的(定期的)には使用しない港(スポットでの使用あるいは不定期に使用する港)の使用が想定される場合は、後述の例のように、「主要港及びその他地方港」と記載いただくこととしております。

(例) 東京港、大阪港及びその他地方港

◆ 鉄道

Q42. 貨物を鉄道コンテナに積載し陸送する場合、トラックについてはどのような仕様でないといけないのか。

A42. 鉄道コンテナの輸送安全を確保すべく、鉄道コンテナをトラックの荷台に固定するための装置を有することが必要です。

◆ 内航

Q43. トラック事業者である当社では、海上輸送へのモーダルシフトを検討中だが、が
ロールオン・ロールオフ船(RORO船)やフェリーを利用する場合は、貨物利用運送事
業の許可手続きが必要か。

A43. トラック事業者がモーダルシフトによりRORO船やフェリーを利用して貨物の運送を行う場合、原則として貨物利用運送事業(内航海運)の手続きが必要となります。

具体的には、日本国内の各港間において貨物定期航路、自動車航送を行う貨物定期航路、貨物不定期航路又は旅客定期航路に就航する船舶を運航する船舶運航事業者と、予め一定期間有効な運送に関する契約を締結し、継続的に船舶を利用した貨物運送サービスを荷主に提供する場合は、貨物利用運送事業(内航海運)に該当します。

ここでいう「予め一定期間有効な運送に関する契約」には、車両航送運賃の見積書等の運賃收受に関する書類も含まれ、当該書類を添付することにより手続きを進めることができます。

一方、貨物自動車運送事業又は第一種貨物利用運送事業(自動車)の一環として貨物の運送を引き受ける場合で、旅客定期航路に就航する船舶を運航する船舶運航事業者と一定期間有効な運送に関する契約を締結せず、トラックドライバーが乗船し、フェリーを利用して貨物運送サービスを提供する場合には、貨物利用運送事業(内航海運)には該当しません。(例:輸送障害等により、当日に乗船券を購入してフェリーを利用する場合など)

Q44. いわゆる「無人車航送」の取扱いはどうなるか。

A44. RORO船やフェリーによる無人車航送は、通常、一定期間有効な契約を締結していることから、貨物利用運送事業(内航海運)の手続きが必要となります。

◆ 自動車

Q45. トラック事業者が他のトラック事業者を利用する場合、貨物利用運送事業の登録が必要か。

A45. トラック事業者が実運送事業者(トラック事業者)を利用する場合は、貨物利用運送事業法第19条の適用除外にあたるため、貨物利用運送事業法に基づく登録は必要ありませんが、貨物自動車運送事業法に基づく事業計画の変更認可申請を行う必要があります。

なお、トラック事業者が利用運送事業者(トラック事業者でない利用運送事業者)を利用する場合は、貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業の登録が必要となります。

【トラック事業者を利用して行う運送の分類】

法令名 利用の関係	貨物自動車運送事業法	貨物利用運送事業法 (トラック事業者の利用)
利用する事業者	トラック事業者	貨物利用運送事業者
利用される事業者	トラック事業者 (実運送のみの事業者、又はトラックの 利用運送も行う実運送事業者) ※貨物自動車運送事業法第2条第7項	トラック事業者、 貨物利用運送事業者

Q46. 第二種貨物利用運送事業の許可があれば、貨物自動車運送事業法の許可がなくとも自ら集配することは可能か。

A46. 可能です。

第二種貨物利用運送事業許可を受けた者であって、当該第二種貨物利用運送事業許可の申請時に、貨物利用運送事業法第23条第5号※に規定する者に該当するものは、貨物自動車運送事業の許可を受けることなく、自ら貨物の集配を行うことができます(貨物自動車運送事業法第37条第2項※)。

※貨物利用運送事業法第23条第5号

貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合であって申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けていない者であるときは、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること

※貨物自動車運送事業法第37条第2項

貨物利用運送事業法第20条又は第45条第1項の許可（以下この条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。）を受けた者であって当該第二種貨物利用運送事業許可（当該事業に係る同法第25条第1項又は第46条第2項の認可を含む。以下この条において同じ。）の申請の時に同法第23条第5号に規定する者に該当するものは、第3条又は第35条第1項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

Q47. 貨物自動車運送事業と貨物利用運送事業を兼業しているトラック事業者は、貨物自動車運送事業に係る事業報告書を提出すれば、貨物利用運送事業に係る事業報告書を提出しなくても済むのか。

A47. 報告いただく目的が異なるため、それぞれの事業ごとに提出する必要があります。